

議員提出議案第 2 号

白岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

白岡市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月 9 日提出

提出者 白岡市議会議員

同 同

賛成者 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

黒須 大一郎

加藤 一生

江原 浩之

中川 幸彦

松本 菜一

中村 巨仁

嶋田 友一郎

白岡市議会 議長

大島 勉 様



白岡市条例第2号

白岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

白岡市議会委員会条例（平成24年白岡町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「7人」を「政党・会派の数又は、7人以内」に改める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

議員提出議案第2号

白岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

◎提案理由

改選により政党・会派の数に変動が生じることから、議会広報常任委員の定数が想定されている7政党・会派の数より削減された場合、他の常任委員会と同じく効率的に委員会活動を適正人員で行う必要性が生じたため、白岡市議会委員会条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求めるものである。

◎改正の概要

議会広報常任委員会の委員定数を改めること。

[参照条文]

地方自治法抜粋
(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

参考資料

白岡市議会委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(常任委員会の所属、委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条(1)、(2)、(3) 略</p> <p>(4) 議会広報常任委員会 <u>政党・会派の数</u> <u>又は、7人以内</u></p> <p>議会広報の編集、発行等に関する事項</p>	<p>(常任委員会の所属、委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条(1)、(2)、(3) 略</p> <p>(4) 議会広報常任委員会 <u>7人</u></p> <p>議会広報の編集、発行等に関する事項</p>